

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理に関する事務 (2)精神障害者保健福祉手帳の更新の申請の受理に関する事務 (3)精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請の受理に関する事務 (4)精神障害者保健福祉手帳の居住地又は氏名の変更の申請の受理に関する事務
③システムの名称	1 障がい者福祉システム 2 番号連携システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表22の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、20、37、38、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161及び163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康部福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部福祉総務課 電話番号 0566-62-1208
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部福祉総務課 電話番号 0566-62-1208

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	<p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 基礎項目評価書2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	---------------------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	---------------------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	---------------------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	事務に必要のない情報との紐付けが行われないような措置を、人手による作業の面から講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I－1－③ システムの名称	1 障害福祉システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー	1 精神障害者保健福祉手帳システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー	事後	
平成29年4月1日	I－4－② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 (1) 別表第2における情報照会の根拠 25の項 (2) 別表第2における情報提供の根拠 16、27、28、31、54、55、56の2、57、 79、106、116の項	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 25の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16、27、28、31、54、55、56の2、57、 79、106、116の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 18条 (2)情報提供の根拠 12、20、21、22、28、29、30、31、42、 53条	事後	
平成29年4月1日	I－5－② 所属長	福祉総務課長 近藤 敦人	福祉総務課長 小出 多恵子	事後	
平成30年4月1日	I－5－② 所属長	福祉総務課長 小出 多恵子	福祉総務課長 村口 文希	事後	
平成31年4月1日	I－4－① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I－4－② 法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 25の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16、27、28、31、54、55、56の2、57、 79、106、116の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 18条 (2)情報提供の根拠 12、20、21、22、28、29、30、31、42、 53条	(削除)	事後	
平成31年4月1日	I－5－② 所属長の役職名	福祉総務課長 村口 文希	福祉総務課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月1日	II－2 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月8日	I－1－② 事務の概要	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)精神保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2)都道府県知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3)精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 (4)精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 (5)氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (6)障害等級の変更の届出の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7)精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務 	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)精神保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2)精神保健福祉手帳の交付を受けた者が、2年ごとに、精神障害の状態であることの認定を受けるための都道府県知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3)精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 (4)精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 (5)氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (6)障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7)精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	I－1－② 事務の概要	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1)精神保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2)精神保健福祉手帳の交付を受けた者が、2年ごとに、精神障害の状態であることの認定を受けるための都道府県知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3)精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務</p> <p>(4)精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務</p> <p>(5)氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>(6)障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(7)精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1)精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理に関する事務</p> <p>(2)精神障害者保健福祉手帳の更新の申請の受理に関する事務</p> <p>(3)精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請の受理に関する事務</p> <p>(4)精神障害者保健福祉手帳の居住地又は氏名の変更の申請の受理に関する事務</p>	事後	
令和4年4月28日	I－1－③ システムの名称	1 精神障害者保健福祉手帳システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー	1 MCWEL障がい者システムV2 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー	事後	
令和4年4月28日	I－4－① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	I－4－② 法令上の根拠		<p>1 番号法第19条第8号及び別表第2 別表第2における情報提供の根拠 10、14、16、20、27、28、31、54、55、 56の2、57、79、85の2、106、108、116 の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第2の 主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 9、11、12、14、20、21、22、28、29、3 0、31、42、43の4、53、55、59条の2の2</p>	事後	
令和4年4月28日	IV－6 情報提供ネットワーク システムとの接続	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供) 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分 か 十分である	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	1 MCWEL障がい者システムV2 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー	1 MCWEL障がい者システムV2 2 番号連携システム 3 中間サーバー	事前	
令和6年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27 号) 第9条第1項及び別表第1の14の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第1の 主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府、総務省令第5号) 第14条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)別表22の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2別表第2における情報提供の根拠 10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 9、11、12、14、20、21、22、28、29、30、31、42、43の4、53、55、59条の2の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、20、37、38、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161及び163の項	事後	
令和6年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 MCWEL障がい者システムV2 2 番号連携システム 3 中間サーバー	1 障がい者福祉システム 2 番号連携システム 3 中間サーバー	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表22の項	番号法別表22の項	事後	